

## 柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会規則

### (趣旨)

第1条 柘植地域まちづくり協議会の新役員の選考ならびに選出を民主的かつ円滑に行うために、「柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (任務と手順)

第2条 柘植地域まちづくり協議会の新役員に相応しい人物をより広い地域住民から自薦他薦候補も含めて選考を行う。

2 新役員の選考ならびに選出は次の手順で行う。

(1) 委員会は運営委員会が指定した日までに運営委員会に選考の経過とその結果を提案する。

(2) 運営委員会は、委員会からの提案内容を審議し、承認する場合は総会に審議を委ねる。

(3) 総会は、運営委員会が承認した委員会の提案内容(「新役員選出の件」)を審議する。新役員は総会にて承認された場合に選出される。

(4) 運営委員会ならびに総会における報告は顧問が行うものとする。

### (委員)

第3条 委員会は、現会長(1名)と区長でない現副会長(2名)ならびに、現区長のうちより2名、顧問のうちより2名の計7名をもって構成する。

2 委員に欠員が出じた場合は、選出母体(区長、顧問)から補充するものとする。

### (任期)

第4条 委員会は、役員改定年度前年の運営委員会にて定めた時期(概ね10月)に設置し、新役員が総会で選出された時点で解散するものとする。

2 委員の任期は、委員会の設置と解散に合わせる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、現役員の会長とする。

3 副委員長は、顧問のうちの1名とする。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときは委員長を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の座長とする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (その他)

第7条 この規則に定められるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則 この規則は平成30年10月18日から施行する。